3　陵墓参考地への治定 －1900（明治33）年

1900（明治33）年３月30日、雲部車塚古墳（以下「車塚」）は、陪塚である車塚（い号・ろ号）とあわせて「宮内省皇宮付属地御陵墓参考地」に治定され、今日に至っている。

車塚の発掘が、どのような経緯を経ておこなわれたかについて、前節に記した。発掘がおこなわれ、埋葬主体である石槨に入って、石棺の蓋こそ開けなかったが、遺物は一部取り出され、保管された註1。考古学的には、多くの貴重な資料を得た古墳である。実態が不明なほかの陵墓参考地とは異なり、発掘状況が明らかな古墳である。

では、実態が明白な古墳がなぜ御陵墓参考地に治定されたのか、治定されるに至る経緯を、『車塚ニ関シ通達通知綴込』註2、『車塚一蒔』註3、「四道将軍丹波道主命之御陵墓顛末記」（以下「御陵墓顛末記」）註4などを参考に、時系列に沿って、記していきたい。

（1）　陵墓参考地

陵墓参考地は、現在宮内庁が管理し、近畿地方を中心に２府14県、46件約60基の古墳がある。兵庫県においては３件、神戸市西区玉津陵墓参考地（吉田王塚古墳）、南あわじ市市陵墓参考地、そして篠山市雲部陵墓参考地である。

雲部陵墓参考地は、埋葬者の名は明らかでない。現況は、地元の住民が守部に委嘱され、日常管理をおこなっている。後円部を西に、前方部を東に向けた車塚の墳丘から外堤に向けて、東西２箇所の渡り堤がある。この渡り堤が外堤に接する所に柵が設けられ、厳重に立ち入りが禁じられている。陪塚の墳丘に柵はなく、周濠は溜池として使われている（第10図）。

戦後に改訂された現行の『皇室典範』によると、

第27条　天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

附則(3) 現在の陵及び墓は、これを第27条の陵及び墓とする。

と記され、陵墓参考地と陪塚については法的に規定されていないことは明らかである。

第10図　雲部車塚古墳空中写真（1978（昭和53）年撮影）

（2）　発掘後の対応

1896（明治29）年５月19日、『車塚一蒔』によると、村長木戸勇助氏（以下「木戸村長」）、総代木戸正寿郎氏は、村民80余人を指揮して車塚の発掘をおこなった。

発掘の意図するところは、５月14日に考古学者八木奘三郎氏の「墓形を案

じて、二千年前の墓制にて、御陵か、否(しか)らざれば、皇族方の墳墓ならん」註5との所見により、木戸村長、木戸正寿郎氏の二人は、車塚が皇族方の墓であるならば、その墓および周囲の田を牛馬の放し飼いや農作業に利用することは、皇室に対して不敬な行為と考え、“車塚が皇族方の墓か”を確認しようとしたのである註6。

そして、石槨が出土し、村人が石槨に入って狂喜乱舞しているところに、郡内巡回中の篠山警察署警部藤井近治氏、多紀郡書記林利幸氏の二人が遭遇したと記している。両者は早速、村民などが古墳に立ち入らないように柵をめぐらし、役場の職員および巡査が現状を維持するように指示をしたのであった。

翌５月20日、多紀郡長依藤忠夫氏、篠山警察署長警部藤井近治氏、木戸村長、車塚世話掛（15人）が、蓋石の隙間から石槨内の中央に朱色に塗った長持形石棺、その周囲に甲冑刀剣などが副葬されていることを確認するとともに、木戸村長は多紀郡長宛に「御伺書（古墳平面図を添付）」註7を提出し、発掘に至る経緯について篠山藩時代の車塚から書き起こし、1874（明治７）年以後、車塚を村人15名に売却したこと、地租改正にも触れ、発掘結果とその後の措置について上級機関からの指示を仰いでいる。

５月22日、木戸村長は兵庫県庁に出張して、兵庫県書記官秋山恕郷氏、同警部長榊原以徳氏に発掘結果を報告したところ、書記官などから容易ならざる事態であることから、近隣の古墳などについて、警察署長などが立ち会いの上、調査をおこなうことを命じられた。

５月28日、多紀郡長依藤忠夫氏、篠山警察署長藤井近治氏、木戸村長、車塚世話掛が立ち会いの上、陪塚の車塚２基を調査したが、何も遺物は発見されなかった。

続いて、５月30日、木戸村長は車塚に関係すると思われる東本荘村字本荘村の官有地（天満社＝媛塚）発掘願を、信徒総代の掘削承諾書を添えて県知事宛に提出するが、同年６月24日、「掘削の件聞届け難し」と回答があり、許可をされなかった。

６月12日、兵庫県警部長榊原以徳氏は車塚の石槨の実地調査をおこない、『車塚一蒔』註8の「石棺・石槨図」（第12図）、「石棺図」、「槍・鉾・刀・剣・甲冑他図」（第11図）のとおりであることを確認する。

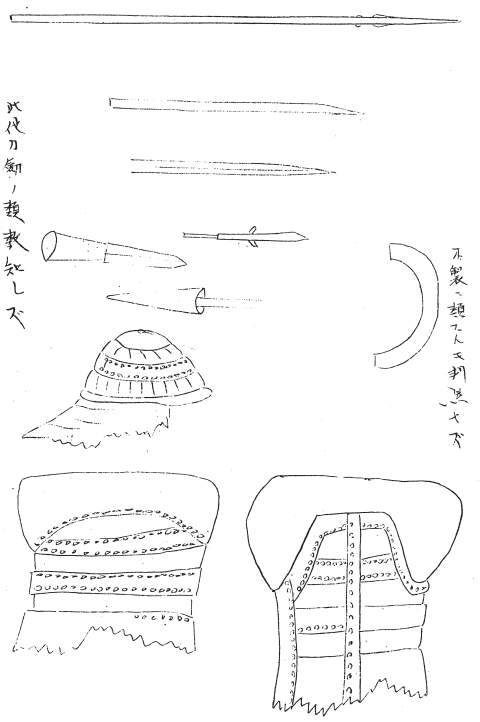

第11図　「槍･鉾･刀･剣･甲冑他図」（『車塚一蒔』）

６月16日、木戸村長は車塚および近接する古墳・陪塚の車塚・隔塚（食塚）・鳥居塚・姫塚ほかの現状を記した「追伸書」を兵庫県知事に提出した。

さらに、６月26日、木戸村長は県守に所在するユゴリ塚ほかの古墳の発見を、ユゴリ塚の平面図と古墳一覧表を添えて、「縣守村古墳発見参考書」註9として兵庫県知事に提出した。

12月２日、木戸村長は「悃願書」註10を兵庫県知事宛に提出し、古墳発掘時の状況について詳細に報告した後、“古墳の被葬者が誰か”について回答を求めている。また、現地の状況について、仮屋根が腐食をはじめ、毎日巡回して厳重に保護しているが、車塚が辺鄙な所に所在すること、見

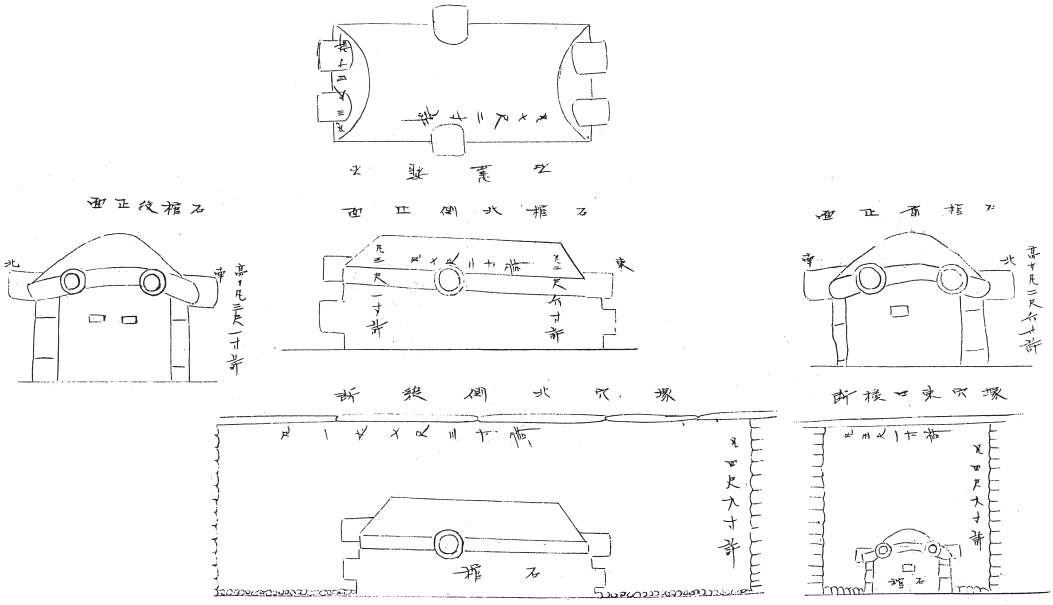

第12図　「石棺・石槨図」（『車塚一蒔』）

学者があることから、管理者としては不測の事態におよばないよう日夜心配しているなど書き連ね、取り扱いについて早急に回答が欲しい旨を記している。

こうした車塚の取り扱いについて、県・国の方針が出ない状況において、1897（明治30）年６月10日、宮内省諸陵助藤田健氏（以下「藤田諸陵助」）、随行員大沢小源太氏、多紀郡長依藤忠夫氏、篠山警察署長警部藤井近治氏、兵庫県警部柳原立馬氏、第三選挙区衆議院議員森本荘三郎氏、木戸村長が、車塚と県守古墳および姫塚などを巡視した。

そこで藤田諸陵助より、車塚を通る道に柵を設け、人々が登ることを禁止すること、車塚の取り扱いについては、帰京後、宮内大臣より県知事宛に回答すること、石槨内の保存に値する遺物は、警察官が立ち会いの上、石槨から取り出し、保管することの指示がおこなわれた。

この指示にしたがい、６月19日多紀郡長依藤忠夫氏、篠山警察署長警部藤井近治氏、福住分署長福永幹氏が立ち会って、石槨内の遺物を取り調べたのが、「石槨内古器物ノ取調」（第１表）である。

７月13日、篠山警察署長より「此柵欄内ニ入リヲ禁ズ」註11と書いた立ち入り禁止の立札３本を立てることを命じられている。

そして、７月16日、藤田諸陵助から７月12日付の下記の書簡が、多紀郡長を介して木戸村長に伝えられた。

「石槨は、堅く蓋をなし、十分に土を掩ひ、此后何人が考証実検の為来り候共、開無之様致し、殊に崇敬の意を専らとし、渉り堤より内へは人の入らさる様致置度、然る時は棺槨之間に在る所の甲冑刀剣の類は、見るを得さる事に相成、他日の考証指支も有之、且つ空しく腐錆に付し候は遺憾に付、一と通り丈けは取出し、別に箱を製し、之に入れ、蓋は硝子様のものに、内を見得るものとし、悉く密封し置くときは空気も防き得べき哉と被在候間、其辺宜敷御取斗相成度、地方限り保存之本文に対し、大抵の義は御決行にて何も差支無之考へり、当寮より御差図敷候は難為之場合に付、何れも宜敷御取計被下度候」註12と。

古墳の遺構・遺物についての取り扱いは、藤田諸陵助の書簡によって確定したが、当初の発掘目的で

ある何人の墓なのか、回答はなく、問題として残った。

そして、８月14日、藤田諸陵助から、実地検証の所見が多紀郡長を経由して木戸村長に述べられた。「（車塚）其形状大いに古制に適合し、棺槨等の結構も悉く備わらざるはなし、依て尚ほ精覈を遂くるに於いては御陵墓の徴証も得らるべく被認候旨、宮内大臣より内示の趣きを以て、其筋より訓令の次第も有之候条、今後万一之を毀壊する等の義有之候ては、容易ならざる次第に付、便宜保存の方法を施設し、不都合の所為無之様取斗りべし」註13と。

一方、郷土の歴史家の中から、車塚の被葬者は、第10代崇神天皇が派遣した四道将軍の一人、丹波道主命であるとする説が出され、その論拠が示されるに至った。たとえば、栗林貞清氏は、蒲生君平の『山陵志』、篠山藩が作成した郷土誌『篠山封彊志』、『丹波志』などをふまえて、同年８月15日、青年大会において「車塚の話」註14と題して講話をしている。

1898（明治31）年３月13日、木戸村長は宮内大臣宛に「具申書」註15を提出して、次のように述べている。前年の８月14日、藤田諸陵助の指示にしたがい、堅固な柵を設け、厳重に保護をしているにもかかわらず、何も回答のない状態が続いていること、郡内の識者から、丹波道主命の墳墓であるとする説が出ていることを記載している。行政文書にはじめて車塚を丹波道主命の墳墓とする考えが示された。

具申書に添えられた「車塚一名牛塚」註16を引用して、その論拠を明らかにしたい。

「車塚は、其構造形状等に由て考ふるに、崇神天皇、垂仁天皇御両朝時代の建築にして、且つ高貴の御方の古墳に相違なきことは、既に藤田諸陵助殿巡視の際、断定相成候所に候

一　車塚の称は、古墳の両傍に車輪状の陪塚あるを以後世其形状により名付たるものにして、往古は宇斯塚と稱へしものと存候

一　宇斯とは、丹波将軍の御名美知能宇斯の宇斯を採りしものにして、後世音の通ずるより牛の字を代用せしなるべし、若し最初より漢字のありし時代ならしめば、道主の主を採り、主塚と認めたることなる可しと在候

一　（略）美知能宇斯王の円野比壳姿醜（つぶうひめ）なるを以て、被還云々の条によって考るに、当時同王御住居地の丹波に在りし事は、疑ふ可からざる儀と在候

一　車塚を北に距ること凡十町許、字県守村に小古墳、前方後円あり、陪塚十余を副う其近傍に於て時々曲項、管項、土器等を発見する事あるを見れば、是亦往古高貴の御方の古墳と存候

一　右県守村の古墳は其規模并に地名に由て考ふるに、住古県主の古墳なるべし、且つ古墳の西南六七町を隔てたる地に守の上、守の下の字あり、この地は或いは県主住居の遺跡哉と存候

開化天皇の朝に、丹波之大県主由碁理之女竹野比賣（たかぬひめ）を娶り云々あり、而し古事記伝に竹野比賣の名は其地名に因りしものとし、其地を丹後の国竹野郡と看做して説けり、文字上より見れば適当の如くなれども、試みに漢字の未だ渡らざる以前に立ちもどり見るときは、竹野（たかぬ）、竹野（たけの）、多紀（たきの）、音の通ふ点に於いては何れも同様にて現に我地方の県守守の上守の下等の地名あり、且つ古墳の存するより考ふるときは、竹野比賣の御名は、我が多紀郡に胚胎せしものと存候、但し多紀郡は古来の音を副へ、多紀の郡と唱ふる事に候

一　道主王は、右竹野比賣に対し、御孫の続き合なり、古来皇室に於ては、御外戚の縁故により、其地方に御葬り相成りし、御例も有る由とに承り居候

右諸項を総合して愚考仕候に我車塚は道主王の古墳と御取極め、相成り可然義と在候」と。

次第に、車塚は丹波道主命の墓とする説が流布し、1900（明治33）年１月には、丹波道主命の神霊を奉

る「丹波神社創立主意書」註17が作成され、丹波神社創立会が結成されるまでに至った。

（３） 治定への動き

発掘後２年が過ぎ、藤田諸陵助の視察以後、前述の「具申書」を提出するが、宮内省から車塚の被葬者について明確な回答が得られないことから、木戸村長は1898（明治31）年５月11日、単身上京した。早速、宮内省諸陵寮頭伯爵戸田氏共氏に面会し、発掘後の取り扱いと現状を説明するが要領を得ず、木戸村長は帰国して石棺の蓋を開け、誰が葬られているか決着をつけるという実力行使までちらつかせて交渉を重ね、諸陵寮頭との押し問答が口論にまで発展したと「御陵墓顛末記」註18は記している。

５月21日、木戸村長は宮内省に出頭し、戸田諸陵寮頭より「御陵参考地となすべき義にして、追て兵庫県庁へ其旨通知すべき旨内命ありたり」註19と、また、「車塚は宮内省御陵墓参考地として保管する。それに付いては車塚の地を普通の地価並にて宮内省に売渡すべし」註20と回答があり、それに対して木戸村長は同意をして、帰郷した。

東京滞在約10日におよぶ宮内省との直接交渉は、“車塚は、皇族方の墓かどうか”という発掘目的の議論を避け、陵・墓に属さない陵墓参考地として決着が図られた。棺の蓋を開けずに発掘を終えた車塚は、何を根拠に陵墓参考地に治定されたのか、このことについては『車塚一蒔』には一切記されていない。

同年８月９日、諸陵寮京都出張所より大村中彦氏、兵庫県庁県属伏見譲吉氏、多紀郡書記藤井繁太郎氏、木戸村長が立ち会いの上、買収地の測量を実施する。

次に、陵墓の買い上げに至る背景として、古墳の保存を強く望む学識経験者ほかの動きについて付記しておきたい。

それは、1899（明治32）年１月11日、第13回貴族院において京都帝国大学総長木下広次氏が『墳墓保存ノ建議案』註21の発議者となり、賛成多数により可決されたことである。

『墳墓保存ノ建議案』の趣旨は、多くの墳墓が民有地に属しており、無知の民が墓の木を切って薪としたり、開墾して桑や茶の木を植えたり、発掘して副葬品を取るなどしている。はなはだしい例として、石槨・石棺を破壊して道路や鉄道の用に使用するなどの現状がある。これらの原因は、一つには、昔からあった墳墓に対する畏懼心、崇敬心が失われている。二つには、古来より墳墓の土地は、多くは村の共有地であるか、もしくは個人のものでも免租地であり、誰も手を加えずにいたが、1874（明治７）年以後の地租改正により、ことごとく墳墓地は個人の私有地に編入されることになった。そのため、所有者には税を払う義務が生じ、墳墓地といえども開墾して桑畑や茶畑に、樹木を切って耕作地にして所得を得るなど、所有権の思想が普及するにしたがい、古墳の破壊が進んでいる現状を述べている。

そこで、少なくとも皇室に関係あると推測される墳墓を、まずは国費によって買収し、永遠に保存し、その後、考証を進めて、誰の御陵墓であるかを知ることができる。そして、被葬者名の判明した古墳は、宮内省の諸陵寮に移すことを提案したのである。

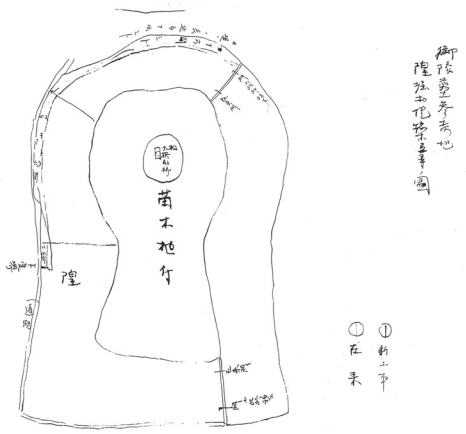

第13図　「御陵墓参考地隍堀土堤築立等之圖」

1899（明治32）年７月６日、兵庫県に対し、宮内

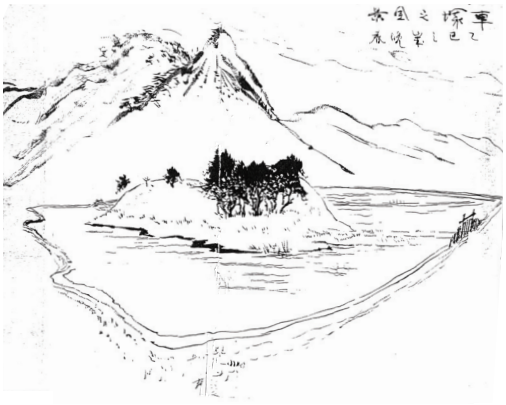

第14図　「車塚之全景」(『車塚一蒔』)

大臣名により車塚は御陵墓参考地として編入されることが正式に伝えられ、車塚および陪塚である車塚の面積2町4反6畝を、634円6銭で買い上げることが確定した。

正式には、1900（明治33）年3月30日、車塚および陪塚である車塚があわせて「宮内省皇宮付属地御陵墓参考地」註22に治定され、東本荘村の木戸伊七氏に「監守を嘱託す」という辞令が出された。この後、車塚は厳重に柵をめぐらし、『普通一般人』の立ち入りは禁じられた。

（4） その後の車塚

車塚の盾形の濠は、現在水を湛えて、溜池として機能している。江戸時代に古墳の周濠のうち、北側の濠を残し、ほかを田にしたことについては、前節で触れたところである。

1900（明治33）年4月20日付で、木戸村長は宮内大臣宛に「皇宮御用地原耕地を復隍許可の申請書」を提出している。前述の田を濠に復したいと考え、その理由として車塚が陵墓参考地に治定されたことから、墓の周囲の田に「肥料として種々の汚穢等、年々投入」註23することは、不敬な行為と考えたからである。

宮内省に残された諸陵寮京都出張所『明治36年工事録7』によると、1903（明治36）年、堀堤修繕工事〔土工事（隍掘、土堤築立）・木工事（冠木門建換）・植栽工事（松植付）〕が、施工図面「御陵墓参考地隍堀土堤築立等之圖」（第13図）に示されるように施工され、翌年の1904（明治37）年に完成した。このことは、『車塚一蒔』に挿入されている「車塚之全景 乙巳（きのとみ）之歳晩春」図註24（第14図）によって明らかにすることができる。この図は、乙巳の年、1905（明治38）年春、南東の方向から水を湛えた濠と中央に前方部を左後方に後円部を、そして右の堤上に冠木門を描いたものであり、工事の完了図といえる。

ここに、発掘後約10年を経て、車塚の濠はもとに復した。拝所はなく、木柵が設けられた。

おわりに

車塚の発掘は陵墓参考地の治定によって終結した。遠因を振り返ってみれば、いみじくも木下京都帝国大学総長による『墳墓保存ノ建議案』の提案理由にあった、地租改正による無税地から有租地への移行が、住民に大きな意識変化をもたらしたのである。それは経済優先の社会へ早く順応することであった。墳墓地である車塚も開墾の対象となり、それを阻止したのは「太政官達第59条」、「宮内省達」である。

木戸村長は、八木氏の言葉「御陵か、否らざれば、皇族方の墳墓か」を確認せず、現状のまま放置することは不敬のことと思えた。そして、発掘をおこない解答を得ようとしたが、さらなる疑問を導き、法的に規定のない陵墓参考地に帰結した。

しかし、1908（明治41）年5月28日、諸陵寮京都出張所主任増田于信氏は、“古墳の被葬者は、丹波道主命か”という解答を求めて、車塚と丹後の神明山古墳周辺を歩きはじめる。

最後に、2004（平成16）年11月12日、『第26回「陵墓」限定公開 雲部車塚古墳（雲部陵墓参考地）検討

資料』に綴られた外池昇氏作成の「雲部陵墓参考地見学会検討会資料」より、宮内庁書陵部の治定理由を転載して閉じたい。

「昭和33年３月　書陵部は、類別を、第一類、陵墓の疑いが濃いもの、に分類し、『明治廿九年石棺を発見、多くの武具を出土した（京都大学保管）ことは、四道将軍である命にふさわしいので、出土品と照合して実地調査を要する』とする。（昭和24年10月『陵墓参考地一覧』書陵部陵墓課保管本）所収、昭和33年３月「陵墓参考地一覧」」　（池田正男）

〈註〉

1　車塚の出土遺物は「石槨内古器物ノ取調」（第３表）のとおり、1897（明治30）年６月19日、保存する価値のある遺物を石槨から取り出し、保存する遺物、石槨に戻す遺物に分け、目録を作成後、後者は再び石槨に戻された。

取り出した遺物は、1901（明治34）年７月３日、京都帝国大学庶務課長中山親和氏の立ち会いの上、京都帝国大学に移置され、京都大学考古学資料第１号として保管された。現在、遺物とともに遺物を描いた13枚の彩色絵図が残されている。

2　『車塚ニ関シ通達通知綴込』1896（明治29）年６月から1910（明治43）年11月。

3　木戸勇助『車塚一蒔』1910（明治43）年10月13日（以下、発行年月日省略）。

4　高家正一「四道将軍丹波道主命之御陵墓顛末記」1908（明治41）年６月。『車塚記』1910（明治43）年１月に所収。

5　木戸勇助『車塚一蒔』p. 13。

6　「太政官達第59号」は1874（明治７）年、「宮内省達」は1880（明治13）年に布告されている。「古墳ト相見候地」である車塚の発掘にかかわる届出は出されていない。木戸村長みずから陣頭指揮をとっている。その後の経過をみると、行政処分などはなされていない。

「宮内省達」

「上世以来御陵墓所在未定ノ分即今取調中ニ付云々ノ件去ル７年５月第59号ヲ以テ公達ノ趣有之就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリトモ猥リニ発掘不致筈ニ候ヘドモ、自然風雨等ノ為、石槨土器等露出シ又ハ開墾中不図古墳ニ当リ候様ノ次第有之ハ口碑流伝ノ有無ニ不拘束凡テ詳細ナル絵図面ヲ製シ其地名竝近傍ノ字等ヲモ取調當省ヘ可申出此旨相達候事」

7　木戸勇助『車塚一蒔』p. 14。

8　木戸勇助『車塚一蒔』pp. 21-24。

9　木戸勇助『車塚一蒔』p. 28。

10　木戸勇助『車塚一蒔』p. 36。

11　木戸勇助『車塚一蒔』p. 43。

12　木戸勇助『車塚一蒔』p. 42。

13　木戸勇助『車塚一蒔』p. 45。

14　栗林貞清談「車塚の話」1900（明治33）年８月15日。

15　木戸勇助『車塚一蒔』p. 49。

16　木戸勇助『車塚一蒔』p. 50。

17　木戸勇助『車塚一蒔』p. 127。

18　高家正一「四道将軍丹波道主命之御陵墓顛末記」1908（明治41）年６月、『車塚記』1910（明治43）年１月に所収。

19　木戸勇助『車塚一蒔』p. 57。

20　高家正一「四道将軍丹波道主命之御陵墓顛末記」1908（明治41）年６月、『車塚記』1910（明治43）年１月に所収。

21　「第13回貴族院議事速記録12号」1899（明治32）年１月15日官報号外。『古墳参考書抜粋 甲』1897（明治30）年６月から1900（明治33）年４月に所収。

22　木戸勇助『車塚一蒔』p. 123。

23　木戸勇助『車塚一蒔』p. 124。

24　木戸勇助『車塚一蒔』p. 235。